

事務連絡

令和4年8月31日

各港湾管理者 殿

日本内航海運組合総連合会 殿

日本船舶代理店協会 殿

港湾局海岸・防災課長
海事局内航課長

内航貨物船における感染症対策に係る港湾の新たな取り組み

港湾は港湾運送事業者等の関係者に加え、観光客等も含め不特定多数が集まる空間であり、新型コロナウイルス感染症の拡大リスクや感染が広がった場合の影響が大きい。

現在、内航貨物船において新型コロナウイルス感染症が発生した際には、港湾管理者、船社又はその船舶代理店(以下「船社等」という。)として対応すべき事項を定めた明確なルールがない状態である。

このため、以下のとおり内航貨物船において新型コロナウイルスの感染が発生した際の港湾管理者、船社等が対応すべき事項を定めたので、貴職におかれては適切に対応願いたい。

記

○初動の情報共有

- ・船社等は入港前において速やかに港湾管理者に対し、新型コロナウイルス感染症の患者及び新型コロナウイルス感染症にかかっている疑いがある者(以下「患者等」という。)の人数・症状等の情報(ただし、個人情報を除く。)を共有。(直近に入港する港の港湾管理者のみだけでなく、入港の決まっている港の港湾管理者にも前広に共有。)
- ・港湾管理者は、水際・防災対策連絡会議に対し、患者等の情報(ただし、個人情報を除く。)の速報を共有する。

○着岸場所の調整

- ・港湾管理者は、患者等について、保健部局が医療機関の受診又は入院が必要であると判断した場合、着岸・患者の搬送等を行う岸壁を検討する。

○患者の搬送等の実施

- ・患者の搬送等が行われる際、船社等による他との接触を避ける対策に港湾管理者は協力する。

○感染疑い船等の移動調整

- ・着岸・患者の搬送等において港湾運営上の支障が生じたときは、港湾管理者は必要に応じ、船社に対し、当該港湾内の他の岸壁若しくは錨地への移動の指示又は要請を行う。

○その他

- ・港湾管理者は、台風等の荒天が予報される場合は、船社に対し、所要の安全対策の確実な実施を要請する。
- ・港湾管理者は、感染疑い船等が出港する場合、次の寄港予定地の港湾管理者に情報を共有する。